

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成22年4月7日

自動車交通局 貨物課長 殿

照会者名 公認会計士 小林浩一

住所 目黒区碑文谷4丁目20-7-403

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第35条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為にかかる個別具体的な事実

A社は建設現場向け事務所や選挙事務所などの仮設建物（以下「ハウス」という。）及びこれらのハウス内に設置されるコピー機、測量機、机及びロッカー等（以下「備品」という。）のレンタルを業としている。このレンタル業を行うにあつてはハウス及び備品の整備（清掃、修繕、点検）・ハウスのレイアウト組み・運搬・現地組立・備品の設置など現場作業が多い。そのため、作業管理・現場管理・労務管理などの効果的な運用を行うために、これらの業務を一括して100%子会社（以下B社という。）に外注委託することを考えている。その結果、A社はレンタルの営業とハウス及び備品の購入・所有のみを行い、B社はハウス及び備品の管理権限を有することになる。A社はハウスの設置及び撤去の出来高に応じて外注費としてB社に料金を支払うことを予定している。B社はA社以外の会社から作業を行う予定はなく、顧客はA社のみである。

ハウスは窓やドアの配置などのレイアウトを顧客の要望に合わせて作業場において準備し、これを運搬し、現場に設置している。現場では地盤に基礎を作り、その上にハウスを置いたり、エアコンや階段の設置をするなどの建設作業が必要である。また解体や撤去にも相応の作業が必要である。そのため、荷台にクレーンが据え付けられているUNIC車両でハウスを運び、現地ではクレーンを使って作業を行っている。

備品はハウスの中に積み込むことにより、ハウスと同時にUNIC車両で運ぶが、積載量等の理由で備品を別のワゴン車によって運ぶこともある。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

B社の事業は第35条第1項に該当しないため、特定自動車運送事業の許可等は要しない。

(根拠)

当該事業が特定貨物自動車運送事業（法35条1項）に該当する場合、「特定の者の需要に応じ」て事業が行われる必要がある。「特定の者の需要」の解釈に当たっては、一般貨物自動車運送事業にいうところの「他人の需要」に関する解釈が妥当すると解されるところ、「当該輸送行為が自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、その行為者にとって独立性を有しないものである場合」は「自家需要に供するもの」と判定され、「他人の需要に応ずるもの」には該当しないとしている。

つまり、「特定の者の需要」に応じた運送行為とは、他人の依頼を受け、運送事業以外の事業に附属することなく、独立して行う運送行為をいい、自己の生業と密接不可分でその業務過程に包摂されている場合にはこれに該当しないものと解される。

B社はUNIC車両の取り扱い及びハウスの組立、設置などについて資格、経験及び能力のある者を作業員として現場に派遣し、これらの現場作業員はUNIC車両を使用してハウスを現場まで運搬し、現場到着後に現場作業を担当する。逆に解体、撤去する場合も、現場作業員が解体撤去を行った後、自らUNIC車両を使用して現場からの運搬を行う。このように、現場作業員がハウス及び備品の運搬から現場作業までの一連の作業を行っているため、作業工程を分割して把握することは困難である。

一方、この現場作業を、ハウスの仕様やユニックの操作に不慣れな他の一般の運送業者が行うのは危険であり、相当程度の困難を伴う。したがって、B社自身が行うべきものとして期待されている本来的業務は現場作業であって、運搬行為はこれに附随する業務に過ぎないと解する余地がある。

また、運搬行為がUNIC車両で行われているが、当該車両はUNIC装備の分、通常の車両に比べて積載量が少ない。つまり、貨物運送の効率性でなく、現場作業におけるUNIC装備の必要性を優先して、使用する自動車の選択を行っている。このことから、現場作業が本来的業務であり、運搬行為は附随的業務であると考えられる。

さらに、積載量の少ないUNIC車両を使用することが前提となっている以上、運搬行為のみではなくUNIC装備を使って現場作業を行うことによってトータルで対価を得るという収益構造を予定しているという観点からも、運搬行為は現場作業という自己の生業と密接不可分であり、その業務過程に包摂された行為と考えられる。

以上の理由により、B社の事業は特定自動車運送事業に該当せず、特定自動車運送事業の許可等は要しないと思料する。

4. 公表の延期の希望

公表の延期を希望します。

5. 連絡先

〒152-0003

東京都目黒区碑文谷4丁目20-7-403

公認会計士 小林浩一

電話/FAX 050-5528-4579

Email kobayashi-koichi@tkenf.or.jp

速報を上記の小林浩一宛ての電子メールでお送りいただけると幸いです。

以上